

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

地方自治体においては、これまで地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金等を活用して、消費生活相談体制の充実・強化や消費者教育・啓発の充実等のための取組が進められてきた。

インターネットの普及や高齢化の進展など社会情勢の変化を背景として消費者問題が複雑化・多様化する中、消費生活相談体制及び消費者教育・啓発の更なる充実・強化が必要である。

しかしながら、国においては、これまでの交付金等による支援は平成29年度に一つの区切りを迎えたとして、平成30年度からは地方消費者行政強化交付金を創設したところであるが、その交付金額は大幅に減額した。

地方自治体が行う行政処分や国への重大事故情報の提供などは、その地域における消費者被害の防止や悪質事業者対策のみならず、我が国全体の利益に資するものであることを踏まえると、国は、地方自治体の自主財源の確保を求めるだけでなく、恒久的な財政支援を行う必要がある。

よって、国におかれては、地方自治体における消費者行政の充実・強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方消費者行政に係る交付金減額が、地方公共団体が行う事業に支障が生じないよう平成30年度当初予算における減額分については、補正予算により確保すること。
- 2 平成31年度当初予算においては、地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度の水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が消費生活相談情報を国に提供したり、悪質事業者に対する行政処分を行うことは、その地域の消費者のみならず、国の消費者行政を補完している点を踏まえ、消費者行政に係る地方公共団体の取組については、恒久的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

殿